

日の出町認可外保育施設等利用者支援事業補助金交付要綱

令和 7 年 1 1 月 2 0 日

告示第 1 3 9 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、認可外保育施設等に在籍する児童の保護者に対し、保育料の一部を予算の範囲内で補助することにより、保護者の負担を軽減し、もって安心して子どもを産み育てられる環境づくりを推進することを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 認可外保育施設等 次に掲げる要件を満たす施設をいう。

ア 東京都認証保育所事業実施要綱に基づく認証保育所

イ 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 6 条の 3 第 9 項から第 12 項までに規定する業務又は法第 39 条第 1 項に規定する業務を目的とする施設であって、法第 34 条の 15 第 2 項もしくは第 35 条第 4 項の認可又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 17 条第 1 項の認可を受けていないもので、次のいずれにも該当する施設をいう。

(ア) 法第 59 条の 2 の規定にもとづき、東京都知事に届け出ていること。

(イ) 認可外保育施設に対する指導監督の実施について（令和 6 年 3 月 29 日付けこ成保第 206 号こども家庭庁成育局長通知）に基づく認可外保育施設指導監督基準を満たしている旨の証明書が発行されていること、又は当該証明書が発行されている施設と同等の基準を満たすと日の出町（以下「町」という。）が認めていること。

(2) 児童 町の区域内（以下「町内」という。）に住所を有し、町が保育の必要があると認めた者をいう。

(3) 保護者 補助の対象となる児童を監護し、当該児童と生計を一にする者で、認可外保育施設等に在籍する当該児童にかかる保育料を認可外保育施設等に納入する義務を負う者をいう。

(補助対象者)

第 3 条 補助対象者は、日の出町保育の必要性の認定の基準を定める条例（平成 26 年日の出町条例第 16 号。以下「条例」という。）第 3 条に規定する認定基準に該当する児童の保護者で、町内に住所を有するものとする。

(補助金の額)

第 4 条 児童 1 人当たりの日の出町認可外保育施設等利用者支援事業補助金（以下「補助金」という。）の月額、別表 1 及び別表 2 に定める基準額と、

補助対象者が負担する当該児童の認可外保育施設等の利用にかかる 1 月当たりの保育料から子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 30 条の 11 の規定に基づき支給される施設等利用費を除いた額を比較し、いずれか少ない額とし、予算の範囲内において補助するものとする。

（交付申請）

第 5 条 補助金の交付を受けようとする者は、日の出町認可外保育施設等利用者支援事業補助金交付申請書（様式第 1 号）に関係書類を添えて、町長に申請しなければならない。

（交付決定等）

第 6 条 町長は、前条の規定による申請を受けた場合において、その内容を審査し、補助の可否を決定し、日の出町認可外保育施設等利用者支援事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第 2 号）により当該申請をした者に通知するものとする。

（交付請求）

第 7 条 前条の規定により交付決定を受けた者（以下「補助決定者」という。）は、日の出町認可外保育施設等利用者支援事業補助金交付請求書（様式第 3 号）により町長に請求するものとする。

2 町長は、前項の請求があったときは、保護者に対し補助金を交付するものとする。ただし、前項の規定により保護者が補助金請求の手続きを子育て支援課長に委任しているときは、子育て支援課長が補助金請求書の提出に代えて支払額調書を町長に提出するものとする。

（交付請求及び受領の委任）

第 8 条 補助金の交付を受けようとする保護者は、交付請求及び受領に関する事務を町長が指定する者に委任することができる。この場合において、保護者は、補助金の交付申請を行うときに、委任状を町長に提出しなければならない。

（交付時期）

第 9 条 補助金は、年 2 回に分けて交付する。

（決定の取消し）

第 10 条 町長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1） 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。

（2） この要綱又は交付の条件に違反したとき。

（補助金の返還）

第 11 条 町長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じなければならない。

(委任)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が定める。

附 則

この要綱は令和 8 年 8 月 2 5 日から施行し、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。

別表 1（第 4 条関係）

令和 8 年 9 月末までの利用に係るもの

区分		基準額
満 3 歳に達する日以降の最初の 3 月 31 日までの者＜ 0 ～ 2 歳児＞	住民税課税世帯 （第 2 子以降）	40,000
	住民税非課税世帯 （第 2 子以降）	38,000
満 3 歳に達する日以降の最初の 3 月 31 日を経過した者＜ 3 ～ 5 歳児＞（第 2 子以降）		40,000

1 「第 2 子以降」とは、年齢を問わず、保護者と生計を一にする者のうち、最年長者から順に数えて 2 人目以降の児童をいう。

別表 2（第 4 条関係）

令和 8 年 1 0 月以降の利用に係るもの

区分		基準額
満 3 歳に達する日以降の最初の 3 月 31 日までの者＜ 0 ～ 2 歳児＞	住民税課税世帯	40,000
	住民税非課税世帯（第 2 子以降）	34,300
満 3 歳に達する日以降の最初の 3 月 31 日を経過した者＜ 3 ～ 5 歳児＞（第 2 子以降）		36,700

1 「第 2 子以降」とは、年齢を問わず、保護者と生計を一にする者のうち、最年長者から順に数えて 2 人目以降の児童をいう。